

## (2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算について、次のとおり専決処分をする。

平成28年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成28年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成28年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,063,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 675,996	千円 15,000	千円 690,996
	1 負担金	675,996	15,000	690,996
7 県 債		64,000	15,000	79,000
	1 県 債	64,000	15,000	79,000
歳 入 合 計		1,033,379	30,000	1,063,379

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	流域下水道事業費	千円 910,369	千円 30,000	千円 940,369
	1 流域下水道建設事業費	291,630	30,000	321,630
歳 出 合 計		1,033,379	30,000	1,063,379

## 第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
天神川流域 下水道事業費	千円 64,000				千円 79,000			
計	64,000				79,000			